

「認定マーク」使用ガイドライン

地方農政局長等（農林水産大臣及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の規定に基づき総合効率化計画の認定を受けた者（以下「認定総合効率化事業者」という。）に対して付与する標章（以下「認定マーク」という。）の使用に関し、遵守すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 「認定マーク」の規格等

「認定マーク」の規格等は、以下のとおりです。

デザイン1



デザイン2



デザイン3



（注）名刺等、小さいサイズで使用する場合に限る。

（1）規格

- ① デザイン1及びデザイン2：縦横（9：10）の楕円
- ② デザイン3：縦横（9：7）の長方形

(2) 色 (デザイン1 及びデザイン3に限る。)

(青)

プロセスカラー^(注1) : C 1 0 0 M 7 0 Y 0 K 0

(参考) D I C カラー^(注2) : D I C 5 7 9

(緑)

プロセスカラー^(注1) : C 6 0 , M 0 , Y 1 0 0 , K 0

(参考) D I C カラー^(注2) : D I C 2 1 1

(注1) プロセスカラーとは、印刷において基本となる、4種類の色。4色は、「CMYK」と略して表現される。

C : シアン(Cyan) (水色)

M : マゼンタ(Magenta) (桃色)

Y : イエロー(Yellow)

K : 黒

(注2) D I C カラーとは、「大日本インキ化学工業株式会社」の設定した色彩のこと。

(3) サイズ

「認定マーク」の標準的なサイズを以下のとおり例示しますが、「認定マーク」のサイズは、表示する用途に応じて自由に調整することができます。

① デザイン1 及びデザイン2 の標準的なサイズ

縦18cm×横20cm

② デザイン3 (名刺) の標準的なサイズ

縦18mm×横14mm

2. 「認定マーク」の表示方法

認定総合効率化事業者は、次に掲げる範囲内で「認定マーク」を表示することができます。

(1) 施設等に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設 (物流施設、営業所等) 又はその施設を統括している事務所 (本社、支所等)

(2) 車両に表示する場合

総合効率化計画に関する業務を行う認定総合効率化事業者の車両

(3) 名刺に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設 (物流施設、営業所等) 又はその施設を統括している事務所の職員

- (4) その他の方法で表示する場合
上記(1)～(3)に準じた範囲で表示

3. 「認定マーク」の譲渡・流出の禁止

認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を第三者に譲渡することはできません。

4. 使用方法等に関する指導

認定総合効率化事業者が本ガイドラインに反して「認定マーク」を使用していることが判明した場合等、地方農政局長等担当部局からその使用方法について適切な措置を講じる旨の指導があったときは、その指導内容に従って下さい。

5. 「認定マーク」の使用禁止

総合効率化計画の認定の取消し処分を受けたこと又は上記4.による指導に従わないこと等を理由として、地方農政局長等が認定総合効率化事業者に対し「認定マーク」の使用を中止する旨通知したときは、当該認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を使用することはできません。